

プラスチック製品製造業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15～16	自動包装機のタイミングベルトが外れてしまったので、最初は手作業でベルトを押し込むように取り付けようとしていたが、中々取り付かなかったので、手動運転させベルトを取り付けようとした際に、右手人差し指の先端を巻き込まれてしまった。	31～99	50
1	10～11	工場内において切断機で塩ビ管を切断中、誤って右手の甲が切断機の刃に接触した。	45	1～9
1	9～10	プラスチック袋の製造工程で、製袋機端から排出される袋を揃え纏める作業中、誤って左手中指がギロチン刃に触れ、先端を切傷した。	50	10～29
2	14～15	当社製袋工場内で、外袋を製造する作業工程において、ポリエチレンチューブを製袋機の送り出しローラーにセットする。本来SERVOスイッチをOFF状態（安全装置が働く）にしハンドルを回しローラーを回転させ手動でセット出来るところ、スイッチをON（安全装置解除）の状態ハンドルを回そうとしたが回らず、JOGスイッチ（前後に自動でローラーをゆっくり回転させる）を押しセットしようとした為に、チューブと一緒に手を挟み込み右手を負傷した。	46	30～49
2	8～9	第二倉庫にてプラスチック廃材をプレスして針金で結束する機械をリモコン操作をしている時に、針金が出てくる穴の中の異物を除去しようと、左手を入れたところ右手で持っていたリモコンのプレス作動ボタンを誤って押ししまい左手がプレスに挟まれ骨折した。	25	1～9
		事業所内において4号機スクリーフィーダー（タンクから降りてきた原料を加工		10

2	18~19	機に供給する装置)のホッパー(受け皿)に残った原料を右手でかき集めて落とす際、スクリュウまで右手を入れてしまい右手人差し指を負傷したものである。	25	~ 29
2	13~14	本社成形工場内にて、成形機の調整作業中、成形機内にある円柱に乗って作業し降りようとしたところ、床が濡れていたため、左足から着地した際に滑り、足首を捻り、負傷した。	20	~ 99
2	16~17	工場内の機械作業で、プラスチック製品を金型から取り出す作業をしていて、金型に指の先を当てて、切った。爪をかなり長く伸ばしていたのと、近くの作業員とおしゃべりしながらの作業で集中した作業が欠けていた。前日も、危ないから、おしゃべりしない様に強く注意した。	21	~ 29
2	3~4	当社工場内において、1号機ペレタイザーのローラーの横にあった樹脂の塊をはさみで取り除こうとしたところ、はさみがローラーに巻き込まれ、引っ張られ小指が、はさみとガイドに挟まれ右手小指の第一関節と指先の間あたりを切断した。安全教育また常日頃よりペレタイザーを扱う時は、機械を停止し、電源もオフにすることを徹底していたが、焦って機械を停止しないまま上記作業を行った。	26	~ 29
3	9~10	プラスチック(容器)を製造中にノズルボディを冷やすホースから水濡れが発生したので、機械が稼働状態で水濡れを修理しようと手を入れ修理中に、ノズルボディが打ち込んできて手を挟む。	43	~ 29
3	14~15	工場内で作業中に、再生樹脂が硬化したカスがラインに落下したため、ライントラブルを防ぐために左手で樹脂カスを払い除けようとした。本来は機械を停止してから作業を行うのだが、あわてて行ったため機械を停止せずに行ったため、着用していた手袋が機械に巻き込まれ、左手中指を負傷した。	60	~ 99
3	16~17	派遣先工場内にて、不良品等のプラスチック製品を粉碎し、再利用するための前工程として、帯縄を使用して切断していた。回転する鋸の刃に製品が接触した際に反発が生まれ、その反発で製品を押さえていた手元がずれ、左手中指を巻き込まれて負傷した。	55	~ 29
4	16~ 17	T/Fライン芯材挿入機の内部で芯材が樹脂サッシに正しく入るか、監視業務を行う為、右手で柱につかまり、奥の稼働部を覗き込んでいたところ芯材段取ユニットが動きだし、柱と段取ユニットに腕が挟まれ被災した。	22	~ 999

4	12～ 13	3号機工程に設置されている循環ファンベルトにバタツキがあったため、ベルトカバーを外した状態でベルトの点検、調整をしながら試運転を行った。試運転時にバタツキが発生したため運転を停止した。回転が止まる寸前の惰性回転中のベルトとプーリーの間に出し挟まれた。	43	50 ～ 99
4	8～9	工場内で機械の清掃をしている時に機械を動かしながら、体を機械の中に入れて清掃し、頭を挟まれてしまった。	38	10 ～ 29
5	21～ 22	プラスチックフィルム製造過程で、延伸切れトラブルが連続して発生した。トラブルを解消し通紙作業に入った際、低速回転している最終ロールとピンチロールの間に左手人差し指が巻き込まれ、急いで自力にて引き抜いた際、指先の肉が引きちぎれた。	47	50 ～ 99
5	16～ 17	ブロー1号機で製品重量を調整する作業をしていた。右手にハンマー、左手に長さ20cmの鉄棒を持ち、ボルトの頭を叩きながら重量を調整していたときに金型が下りてきて、右手人差し指を挟んだ。	25	30 ～ 49
5	21～ 22	工場内作業場にて、被災者が、同僚と成型機に原反のシートを手で押さえて入れ込む作業中に手を入れ込み過ぎて、誤ってチェーンに左第二指の先を挟んで負傷した。	53	30 ～ 49
6	16～ 17	会社工場内のマニシングセンターにて、プラスチック製品を切削加工中、製品が加工中に飛ばないように手で押さえていたところ、手の位置が刃物の進路上にあり、手を離すのが遅れてしまい、刃物に右手が巻き込まれてしまった。	23	10 ～ 29
6	14～ 15	第1現場1号棟北側の不良品切断機で、PS栈木の不良品を細断する作業を行っていたところ、製品を左手でカット位置まで送る際に回転する刃物に接触してしまい、左手甲（人差し指と中指）付近を負傷した。	53	30 ～ 49
6	18～ 19	工場内の組立部屋にて、圧入及び自動機検査の作業を実施していたところ、突然圧入機が動作し、下治具と上治具の間に右手人差し指を挟まれてしまった。	50	10 ～ 29
		本社工場内、真空成型機へ金型を固定するために設置スペースへ上半身を入れた		10

6	14~ 15	時、機械上部の「プラグ」という押さえ装置が下りてきて、頭部から肩の一部までを挟まれた。プラグで首や肩を圧迫されて鎖骨を骨折し、首の前方および後方がミミズ腫れになり、声が出にくくなった。	57 ~ 29
6	21~ 22	当社シート第3工場5号機にて、機械メンテナンスの点検作業中、配電盤が回転している冷却ファンに右手を近付け過ぎた為、右人差し指をぶつけ負傷した。	100 30 ~ 299
7	11~12	整備工場内でコンバイン修理のためコンバインのキャタピラーを取り出す際に右手首をひねった。	30 19 ~ 49
7	7~8	被災者は長尺ブロックの反転作業を行っていた。両手押しSWで反転をはじめたところ、台に別のブロックがあり当たりそうになったため、SWから手を放した。本来であれば反転が停止するが反転機が停まらず自重で反転した。被災者は咄嗟に手を出し支えようとしたが、支えきれずに2つのブロックのエッジで左手を挟んだ。被災後、左手小指の縫合を実施していたが、縫合部が壊死し皮フ移植が必要になった。	300 19 ~ 499
7	5~6	成形室内で作業中に、弊社社員と派遣社員において業務のことで口論となった。その後、弊社社員が派遣社員へ退社するよう指示し、肩のあたりを押して促した。その際に、バランスを崩し搬送設備（デクスター）付近に腕をぶつけた。	50 29 ~ 99
7	11~12	ラベラーマシンから排出されるボトルがマシン搬出口に詰まったため、咄嗟的にボトルを外そうと左手をカバーの中に入れてしまい、ボトル搬送用の羽根に左薬指の第一関節先をはさまれてしまった。	50 37 ~ 99
7	9~10	工場内にある自動スタンプ機で作業をしている時にスタンプ機より金具が外れて右手の上に落下した。	10 43 ~ 29
7	8~9	第2工場の成形ライン7号機にて、製品検査・梱包中、成形カット機に付着したゴミを除去しようと、電源を切らずに作動中の成形カット機に誤って手を差し込んでしまい、刃物と接触し、右手人差し指と親指の先端を切断してしまった。	30 45 ~ 49

7	22～ 23	ポリエチレンフィルム製造中、チューブ切れを起こしたため、再始動するための準備を引き取り装置に乗って行っていた。切れたチューブが足元に落ちていたものを片付ける時に誤って片足を踏み外したため後ろ側から落ちてしまった。	47	10 ～ 29
7	18～ 19	通常作業中、足が滑って躓き、製袋機の回転体に左手を着いたところ、軍手が先に入って行き、手の甲まで回転中に挟まれた。	40	100 ～ 299
9	5～6	プラスチック工場にて、成形機でプラスチック製品を成形中、不具合により機械停止、金型内に残っている製品を取り除く為に、右手で製品をつかみ左手で操作ボックスの製品突出し金口を押そうとした、その際に間違えて型締金口を押した為、金型が締まり指を挟んでしまった。（安全ドアを開けずに操作してしまった）	22	10 ～ 29
10	8～9	工場内で機械（ABS樹脂粉碎機）内部の打ち出し棒の長さ調整を行おうと、一旦機械を停止して、作業に入ろうとしたところ、余力で回転していた右側鋸刃に左手が僅かに触れてしまい、中指と薬指を裂傷したもの。	59	1～ 9
10	15～ 16	自社の作業場において、プラスチック板の一边を斜めにするため、角度をつけながらカンナ機で削っていた。通常も被災時も機械には保護カバーがつけられていたが、角度をつけていくたびに保護具をずらして確認後、作業に移らなければならぬところ、その確認を怠り、死角がある状態でプラスチックを移動させてしまい、右親指が削られてしまった。	43	1～ 9
10	12～ 13	CT3号機取り出し工程において、自動機非常停止し、復旧作業を行う為、解除ボタンを押した後旋回BOXカバーの上に製品が落ちているのに気付き、自動セレクトスイッチを「自動」から「手動」に切り替え、安全柵内に入り製品を取り除こうとしたところ、取り出しスライドのサーボが原点位置に戻ってきて、取り出アームと旋回BOXの間に体を挟まれ右肩脱臼骨折した。原因は、取り出しアームのスライドのサーボが原点に戻った事を確認しないで、安全柵に入ったことである。	59	50 ～ 99
10	16～ 17	工場内の切断作業場で樹脂を切断中に残材を切断していた所、不用意に右手を出してしまい、切削刃物で親指を裂傷し、小指の爪のあたりから切断してしまった。	72	1～ 9
		製袋室で製袋作業の前の原反と次の原反を接続する作業において、作業車が前の原反の最後が所定の位置で止まると思い込みフィルムを掴んだ。ところがフィルム		10

11	11~ 12	最後の部分が予想外に所定位置を通過し、ピンチロールに近付いたが手を離すべきところを想定外の事態に気が動転し、そのままフィルムを持ち続け、ピンチロールに挟まれ挫創した。	52 ~ 29
11	14~ 15	当社製品（防塵マスク用フィルター）の製造装置の外観検査作業場所で、フィルターの印字外観検査を行っている時に、印字装置にフィルターが詰まった。印字装置のカバーにはインターロック機能が付設されているが、カバーを開けずに右手をカバーの隙間から入れてフィルターを取り除こうとしたところ、右手中指を印字装置に挟まれ損傷した。	50 ~ 60 ~ 99
11	16~ 17	押出器から出てくる樹脂の中の異物を取り除く金網の交換を行う作業の指導を受けていた。新しい金網を装着後、金網をセットしているプレートを油圧ポンプで下げている時にプレート下部より気化した樹脂が噴き出し、その瞬間に樹脂に引火し、その火が顔面に当たり火傷を負った。	50 ~ 27 ~ 99
11	11~ 12	工場内で、機械装置のそばで生産を見守っている時に、上昇するパンチ機内に残された製品を取り出そうと、咄嗟に手を入れたところ、間に合わず、右腕を挟まれてしまったものである。	10 ~ 35 ~ 29
11	13~ 14	製袋3号機縦水冷バーで、水冷バー下へテフロンシートの貼り付け作業中、上の水冷バーと下のゴム台の間で、2人作業を行っていて、1人の作業が完了していなかった。2人でそれぞれの作業をしており、1人が反操作側での作業を行っていた為に、目視で確認が出来ず、誤ってスタートをしてしまった為、指先を挟まれた。	100 ~ 36 ~ 299
12	9~10	工場の成形室にて、4号機の機械調整（リーク検査機の高さ調整）を行うため、成形機に上って作業を行った。作業が終了し、成形機から下りようとした際、足元がふらつき105cmの高さから落下し、右足大腿骨を骨折した。	100 ~ 42 ~ 299
12	20~21	押出課7棟製造現場で、樹脂製品の生産をスタート中に、製品にねじれが発生したため、引取機の手前でねじれを矯正していたときに、作業着の袖が引取機に挟まれ、同時に右手も巻き込まれ、右手中指と人差し指が潰れた。	50 ~ 39 ~ 99
12	14~15	当社第3シート工場7号機の巻取機のベルト交換が完了し、カバー取り付け後、カッターアーム油圧シリンダーと棒を固定しているブラケットが外れて位置がおか	100 ~ 24 ~

しなくなった。ブラケットを留めるためにカッターアームを持ち上げた際、ターゲット部のガイドロールに胸部が圧迫されて負傷した。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html